

第 3, 4, 5 回電力取引監視等委員会の議事の報告について

(趣旨)

台風第 18 号等による災害救助法の適用地域等に係る対応のため、電力取引監視等委員会運営規程第 2 条第 2 項の規定に基づき、9 月 11 日から 15 日までの間に、本委員会を計 3 回書面開催した旨を報告する。

主なポイント

1. 第 3 回電力取引監視等委員会の書面開催について (9 月 11 日開催)

台風第 18 号等により被災した地域に対する災害救助法の適用が決定されたことを受け、当該地域及び隣接する地域において被災した需要家及び託送供給利用者に対する災害特別措置として、料金の支払い期限の延長や不使用月の料金免除等を実施するため、9 月 11 日、東京電力から経済産業大臣に認可等の申請がなされた。

当該申請を受け、同日、経済産業大臣から意見の求めがあったことから、本委員会として当該認可等 (2 件) を行うことに異存はないことを回答した。

(注 1) 対象地域：茨城県 13 市町、栃木県 4 市町、埼玉県 2 市及び千葉県 1 市

2. 第 4 回電力取引監視等委員会の書面開催について (9 月 14 日開催)

災害救助法の適用地域が拡大されたことを受け、当該地域及び隣接する地域において被災した需要家 (東京電力については託送供給利用者も含む。) に対する災害特別措置として、料金の支払い期限の延長や不使用月の料金免除等を実施するため、9 月 14 日、東京電力及び東北電力から経済産業大臣に認可等の申請がなされた。

当該申請を受け、同日、経済産業大臣から意見の求めがあったことから、本委員会として当該認可等 (3 件) を行うことに異存はないことを回答した。

(注 2) 対象地域 (東京電力管内)：茨城県 15 市町、栃木県 14 市町、群馬県 6 市町村、埼玉県 2 市及び千葉県 2 市

対象地域 (東北電力管内)：宮城県 2 1 市町村、岩手県 1 市、秋田県 2 市村、山形県 4 市町

3. 第 5 回電力取引監視等委員会の書面開催について (9 月 15 日開催)

災害救助法の適用地域及び隣接する地域において被災した託送供給利用者に対する災害特別措置として、不使用月の接続送電サービス料金の免除等を実施するため、9 月 14 日、東北電力から経済産業大臣に承認の申請がなされた。

当該申請を受け、翌 15 日に経済産業大臣から意見の求めがあったことから、本委員会として承認 (1 件) を行うことに異存はないことを回答した。

(注 3) 対象地域は (注 2) の東北電力管内の市町村に同じ。